

復興最優先!!
復興から未来へ!!

平成28年1月1日発行

岩手県議会議員 小野 共

岩手県議会通信

第14号



12月定例会初日に岩手県のマスコットキャラクター「そばっち」と

新年あけましておめでとうございます。

昨年12月に開かれた12月定例会は11月27日に始まり、12月11日に終了しました。12月定例会では私が一般質問しましたので原稿の一部を掲載します。質問項目は下記の通りです。

- 質問項目：
1. 東日本大震災からの復興について
 2. 秋サケ漁の動向について
 3. 子供の貧困対策について
 4. 高齢者の移住と介護体制について
 5. 小中一貫教育について

1. 東日本大震災からの復興について

質問：復興事業が遅れている要因は様々あるが、結果として、土地の造成に時間が掛かりすぎている。

現在、被災地での土地整備は大きく4つの事業を組み合わせて行っている。防災集団移転促進事業、漁業集落防災機能強化事業、土地区画整理事業、津波復興拠点整備事業だ。この4つの事業のうち津波復興拠点整備事業だけが震災後に出来た制度だ。他の3事業は、震災前からある制度であり、つまりこれらの事業は災害の後の抜本的なまちづくりの為にスピードのある事業ではない。つまり津波からの復興のような事態を想定したものでもない。これら震災前平常時の事業を、現在、国と折衝し、変更、準用して無理やり使っているのが現状だ。

従来この制度のこういった使い方で、全く違った津波からの復興事業に対応しようとしていることにそもそも無理があるのではないのか。

復興事業に関する土地の整備は基本的に2つしかなく、「行政が買い上げる」かそれとも「行政が盛り土して所有者に返す」のこの2つしかない。事業はシンプルであればあるほど分かりやすく、早く進む。被害の似ている岩手と宮城の土地整備事業は、全体を復興特区に指定し、先ほど来話している従来の4事業にこだわらず、全く新しい土地整備事業で対応すべきではなかったのか。

復興事業は少なくとも2つの選択肢があった。1つは現在進めている現行制度の運用準用と、もう1つは先ほど来話している、全く新しい復興の為に枠組みを作りそれを運用適用することだ。震災から5年を振り返り、県では、現行制度の運用で復興を進めることと、全く新たな復興のための枠組みをつくり復興を進めることのどちらが客観的に望ましいと分析しているのか、技術的な観点も含めて知事の見解を聞かせてほしい。

併せて伺う。今までの復興事業の中で何が問題だったのか、面整備4事業のそ



総務常任委員会に委員長として出席

れぞれの課題、それぞれの使い勝手の悪さは何だったのか、奥尻と違い、岩手宮城で浸水区域に仮設住宅を作らなかったのは正しい判断だったのかなど。この5年復興事業を進める上で様々な課題、論点が多くあったはずだ。県は被災自治体に聞き取り調査などを行いながら、現行の復興制度の様々な課題や問題点を明らかにし、将来の大規模災害に生かすことは、被災県としての責務であると考えている。知事の見解を伺う。

答弁(知事)：現行制度によって復興を進める場合には、今回のような未曾有の大災害への対応という状況に制度がそぐわないという課題や、異なる複数の制度を組み合わせながら対応する必要があるため、事業の選択や事業間の調整に時間と労力を要するという問題点があります。

県では発災以来、国に先駆けて前例のない対応を行い、それを国に認めてもらうという形で国による制度や運用の変更を実現してきました。

本年3月の国連防災世界会議の開催に合わせ、東日本大震災津波の被災県として、世界の防災力向上に貢献する為にも、大震災で得られた教訓や防災、復興に関する岩手県の取組事例を踏まえた岩手県からの提言を取りまとめて発表しました。

今後とも沿岸市町村とも連携を図りながら被災県としての責務を果たしていきたい。

質問：復興計画に定める「三陸創造プロジェクト」について伺う。これは、復興計画の「安全」、「暮らし」、「なりわい」と並ぶもう1つの大きな柱だ。その中身は「復興はもとより、長期的な視点に立ち、世界に誇る新しい三陸地域の創造を目指す」というものだ。

復興基本計画と実施計画には「三陸創造プロジェクト」の説明はあるが、過去の三陸地域の振興策についての分析と反省の記述は全くない。「岩手県民計画」における沿岸県北振興策についても全く同様だ。

「三陸創造プロジェクト」にしても「岩手県民計画」にしても、その沿岸県北振興策について説得力と迫りに欠ける理由は、過去の沿岸県北振興策についての県の評価分析と、その評価が現在の振興策にどのように生かされているのかの記述がないからなのではないか。つまり今回の「三陸創造プロジェクト」も過去の沿岸県北振興策のように、絶大な効果を期待出来ない、と我々県民に思わせてしまっているからなのではないのか。

質問する。県では過去の沿岸と県北の振興策をどのように評価分析しているのか。何が良くて何が悪かったのか。うま

くいった施策といかなかった施策はどのようなものだったのか。そしてその理由は何なのか。あわせてこれらの分析が今回の「三陸創造プロジェクト」にどのように生かされているのか。

答弁(知事)：県では、平成18年にそれまでの沿岸、県北振興の取組、成果と課題などを検証している。検証では、農林水産業の担い手確保と産地づくり対策、一次加工品の付加価値向上対策、ものづくり産業集積戦略、インフラ活用対策などが不十分であるとしており、これを基に産業振興と基本戦略や具体的取組を「沿岸県北圏域における産業振興の基本方向」としてとりまとめている。

東日本大震災からの復旧については、復興計画に基づいて重点的に推進してきたが、産地魚市場の水揚量が震災前の約8割まで回復し、被災した事業所も一部再開するなど、着実に進んできている。

2. 秋サケ漁の動向について

質問：今季の漁船漁業は秋サケ、サンマ、スルメイカなどの魚種で、軒並み前年を大きく下回る水揚げとなっている。先日のマスコミ報道によればスルメイカの水揚げ量は昨年同期の3分の1に満たず、サンマは昨年半分の、秋サケも昨年度の約半分との状況だ。

この3つの魚種はどれも本県の漁業、水産加工業において主要な対象魚種であり、地域産業において極めて重要な位置を占めている。秋サケについては昨年度は、震災の年に放流した稚魚が4歳魚で回帰するため、大幅な漁獲量の減少が懸念されたが、5歳魚が順調に回帰したことから、水揚げは約17,500トン、金額で約80億円となり、一定程度、浜にも活気が戻ったところだ。

しかし今期は、各市場の水揚げが思ったほど伸びておらず前年同期のほぼ半分という状況だ。世界を泳ぐサケのような回遊魚の生態は地球規模で調査しなくてはならず、岩手沿岸への回帰の量を予測したりその理由を分析するのは難しいのは理解する。しかし質問する。秋サケの水揚げが前年を下回っている理由をどのように分析しているのか。

答弁(農林水産部長)：本県の秋サケの漁獲量は11月末現在で約217万尾と対前年同月比62%、重量では約6,600トンと対前年比58%となっており、前年を大きく下回っている。

これは5歳魚については東日本大震災津波による孵化場で飼育中の稚魚が流出し、放流数が少なかったこと、また回帰主群となる4歳魚については、孵化場施

設が震災被害からの復旧途上であり、稚魚放流数が約2億9千万尾と平常の約4億尾を3割程度下回っていることが大きな要因と捉えている。

加えて今年はサケの適水温よりも暖かい水温帯が長期に県中南部を中心とした三陸沖に分布していることから、これがサケの回帰を遅らせていることも1つの要因と捉えている。

質問：回帰するサケが前年を下回っている状況では、4年後の資源を造成するための親魚の不足が考えられる。将来的にサケの資源を造成していくためには、安定的に稚魚の放流が必要となるが、4年後に向けたサケ資源の造成についてどのように対応しているのか。

答弁(農林水産部長)：回帰尾数の減少による親魚不足に対し、確実に種卵を確保する為、県では昨年度と同様、漁業関係団体と連携し、河川にそ上した親魚については孵化場に搬送し、種卵適期まで蓄養した上で採卵するとともに、孵化場間の連携による種卵の移出入調整を行っている。

またこれらの取組においても種卵の不足が見込まれたことから、先月の中旬から、定置網漁業で漁獲した秋サケを孵化場に搬送し、蓄養の上採卵している。さらに今後の種卵確保の状況によっては定置網の垣網を短縮し、河川への親魚のそ上を促進することも検討している。

3. 子供の貧困対策について

質問：「貧困の連鎖」という言葉がある。定義は様々あるようだが、総じて「貧困の状態にある家庭の子どもが十分な教育を受ける機会がなく低収入の仕事になってしまう」ことを指す。

子どもは自身の生まれる環境を選べない。つまり貧困の家庭に生まれたことにより将来自分も貧困に陥ってしまうのであれば、それは国の社会システムが全く機能していないことになる。努力した結果が不平等であるのは公平だ。しかし社会システムとして、努力する機会が国民全員に平等に与えられなくてはいけない。

しかし現実には平成24年度時点で全国で平均的な所得の半分、つまり122万円であるそうだが、この金額を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合が16.3%で過去最悪の水準にある。

本県においても平成25年度現在で、家計が厳しく修学旅行費の補助など行政の就学援助の対象となった小・中学生が13,959人おり、震災前の通常時と比べ2,772人の増加となっている。

子どもが、自身の生まれた家庭により

将来の大部分が決まってしまうような国には未来はない。

子どもがいる家庭の経済状態について、全国的な課題として、そもそもまず子どもの貧困の実態を把握しにくい、ということが都道府県に対する調査で分かった。学校や自治体が子どもの家庭の経済状況がわからないということだ。

質問する。それでは県では全国的に課題となっている子どもの貧困の県内の実態をどのように把握しているのか、把握の方法と貧困の実態を伺う。

答弁(保健福祉部長)：本県では公的支援の対象となっているこどもに関する統計調査等により、貧困の実態把握を行っている。例えば、平成26年度においては生活保護世帯の子供の割合は0.81%、就学援助を受けている子供の割合は13.45%となっており、最近3カ年では横ばいの状況だ。

質問：今年度の文科省の子どもの貧困対策の目玉事業の1つとして、すべての子どもを対象に「地域未来塾」という原則無料の学習支援を今後5年以内に国内5,000の中学校区で実施する方向で予算措置がされている。

沿岸被災地においては、平成23年度から文科省の予算で、別の事業だが、現在20箇所放課後の学習支援が行われ、1,000人ほどが利用している。県全体として子どもの貧困対策としての「地域未来塾」事業はどのようにしているのか。

答弁(教育長)：本県においては「地域未来塾」として位置付けて実施しているのは2市（一関市、陸前高田市）のみであるが、「放課後子供教室」を活用した学習支援が21市町村で行われている。

子供達の学習支援を「地域未来塾」として実施するか、「放課後子供教室」として実施するかについては、各市町村の実情に応じて判断されるものである。

質問：「子どもの貧困対策の推進に関する法律」には、全国の都道府県で子どもの貧困対策の計画の策定に努めることとなっており、本県では計画の素案を取りまとめて、今月からパブリックコメントを経て年度内の策定の予定となっている。

特に本県を含む宮城、福島は東日本大震災の被害という、他の都道府県とは全く違う子どもの貧困の要因があり、当然それに伴う他都道府県と全く違う貧困対策が存在するはずだ。この本県特有の貧困の要因と対策が本県の計画にどのように反映されるのか現時点での考えを伺う。

答弁(保健福祉部長)：計画には、本県独自の重点施策として被災児童等に対する支援を掲げ、震災により親を亡くした子



12月定例会最終日、総務常任委員長として本会議で委員会審議の報告

供達への奨学金等の給付や、沿岸広域振興局に配置している遺児等支援専門員による家庭訪問を行うことなどを盛り込むこととしている。

質問：子どもの貧困対策計画の素案について伺う。県内での高校等進学率は県全体で99.5%であるが生活保護世帯では90.6%となっている。大学等進学率では一般家庭と生活保護世帯とで更に大きな差が出ており、県全体では大学等進学率が67.1%であるが生活保護世帯だと29%ほどだ。計画の素案の中に施策の進捗を図る指標として生活保護世帯の高校等進学率が確かにあるが、これに一般家庭との差が更に大きい大学の進学率も指標に加えるべきだと思が見解を伺う。

加えて東日本大震災という本県特有の貧困の要因がある。子どもの貧困改善の進捗を図る指標として、当然、計画には震災により遺児、孤児となってしまった子どもの高校と大学の進学率も入れるべきだ。見解を伺う。

答弁(保健福祉部長)：生活保護世帯の子供の大学進学率や、被災により保護者を亡くした子供の高校進学率と大学進学率についても計画に盛り込む方向で検討を進めていく。

4. 高齢者の移住と介護体制について

質問：県内の高齢者の介護体制について伺う。首都圏では将来、介護施設の不足により混乱をきたしてしまうという理由から、日本創成会議は高齢者の全国41の2次医療圏への移住を提言し、政府においても、高齢者の首都圏から地方への移住を推進しようとしている。果たしてこれは現実的に可能なのだろうか。移住すべき医療圏域の中に本県では盛岡と可能性のある地域で釜石についての言及もあったが、盛岡と釜石の介護施設にそれほど余裕があるのだろうか。

自治体の担当者からは、多数の高齢者移住による介護保険料や社会保障費の増加を懸念する意見があったが、これに対

する政府の対応案は見えていない。

都道府県知事を対象とした共同通信のアンケートで東京圏の高齢者の地方移住を進めることに明確に賛成した知事は4人しかいなかった。ちなみに山形、和歌山、鳥取、徳島の知事だ。医療介護体制についての国の方向性に、全国の知事達が少なくとも不安を感じるのは当然ではないだろうか。国の方向性はそれとして、県としては慎重に常識的に対応すべきだ。

知事に伺う。政府の高齢者移住政策に対する考えを明らかにしてほしい。

答弁(知事)：政府では「高齢者の移住希望の実現」を目指し有識者会議において議論を進めている。この議論については移住政策を進める上で1つの選択肢であるが、高齢者の医療や介護等を支える人材の確保や地方移住に伴う受入自治体の財源負担など、なお検討すべき課題も多いものと認識している。

5. 小中一貫教育について

質問：県内の小中一貫教育制度の導入について伺う。現在、県内で小中一貫教育をしている小中学校は、今年4月から始まっている大槌の大槌学園、吉里吉里学園の他、盛岡市、奥州市、普代村のケースがある。今までは学校教育法上、一貫教育校の学校が認められていなかったもので、一貫教育をしても届出は公式的にはそれぞれの小学校、中学校と別々であったが、来年4月からは一貫教育校として1つの学校として存在することが可能となる。

改正学校教育法が施行される来年4月から、県内の小、中学校には学校制度の

在り方について3つの選択肢がある。1つは義務教育学校と呼ばれる今回改正の小中一貫校、2つ目は現行の大槌学園のような法律上は通常の小中学校であるが、小学校と中学校で一貫した教育をする小中学校、3つ目は通常の小学校、中学校だ。

質問する。現在、県内で一貫教育をしている学校は来年4月の改正学校教育法の施行に向け、この3パターンのうち、どれにするか現在検討中とのことであるが、現在の検討状況、課題を明らかにしてほしい。

答弁(教育長)：大槌町において、大槌学園である大槌小、中学校は大震災津波により、現在、小中一体の仮設校舎で学校運営が行われており、この1年間の小中一貫教育の取組の実績や9年間を通じたふるさと教育の充実を図る観点、更には小中一体の新校舎を建設中であること等を踏まえ、来年4月から義務教育学校へ移行する方向であると聞いている。

他の学校については当面は現行制度内での対応を継続していく方向と伺っている。

質問：学年に1クラスしかなく学校統合の対象になるような県内の小学校、中学校においても、一貫校となり1つの学校になればある程度の規模は確かに確保できる。

全国的には安易な学校統合の手段にされそうだと心配する声もある。しかし全国的に過疎地域で学校統合に反対するのは、統合される学校の地域とその子供達に、統合による未来と期待が全く見えないからだ。義務教育学校と小中一貫教育は、過疎と少子化に対する確かな一つの対応策であると思う。



12月定例会一般質問の様子（本会議にて）

今後、全国的に小中一貫校が増えていくことが予想されるが、岩手における一貫校の今後の方向性を伺う。基本的に一貫校になるか否かを全て県内の学校長にまかせるというわけにはいかないはずだ。義務教育学校で教える教師には今後、小中、両方の学校の免状が必要となり、免状の講習の開催や、教員の配置など、県教委の役割も当然出てくる。

県ではその学校が一貫教育校になるべきか否かを、どのような基準で判断するのかとの話になる。そしてどのような環境、条件の場合、その小、中学校は一貫校になるべきなのかということだ。

質問する。県ではどのような条件、環境の場合、その地域の小学校、中学校が一貫校になるのに適切だと考えるか。

答弁(教育長)：まず市町村において、義務教育学校に移行したいという強い意思と明確なビジョン、地域との合意の形成が大切であると考えている。加えて、教職員の校舎間の移動等を考慮すると、現在の小学校、中学校間の位置関係や距離などの物理的な制約を解消することや、新たな学校づくりに関する方針と方向性などの考え方を学校関係者間で共有することが必要だと考える。



小野共プロフィール

昭和44年2月21日生まれ：46歳

釜石市立唐丹小学校卒業、釜石市立唐丹中学校卒業、岩手県立釜石南高校卒業、ハイデルバーグ大学（オハイオ州）卒業、サフォーク大学大学院（マサチューセッツ州）修士課程（MBA）修了。

カメイ株式会社本社勤務後、（有）小野惣商店勤務。

平成19年8月：釜石市議会議員選挙初当選（1期目）

平成22年8月：岩手県議会議員選挙初当選（1期目）

平成23年9月：岩手県議会議員選挙当選（2期目）

平成27年9月：岩手県議会議員選挙当選（3期目）

現在：総務常任委員会委員長 情報公開審査会会長 医療福祉介護対策調査特別委員会委員 復興スクラム議員連盟幹事長 釜石ユネスコ協会会長 釜石高校ラグビー部OB会会長

あ と が き

新しい年が始まりました。気を抜かず、油断せず一年を過ごしたいと思います。皆様にとってこの1年が本当に良い年でありますように。